

筑波大学社会・国際学群国際総合学類
卒業論文

日本における文化芸術の可能性
—文化芸術活動への支援に着目して—

2023年1月

氏名：垣花 莉穂

学籍番号：201910344

指導教員：関根 久雄

目次

第1章 序論	1
1. 問題意識・問題設定	1
2. 研究方法・章構成	3
第2章 日本と諸外国の文化芸術支援の比較	4
1. 日本の文化政策	4
(1) 文化芸術基本法	4
(2) 文化芸術推進基本計画（第1期）	4
(3) 文化芸術に対する世論の意識	7
(4) 日本における文化芸術への立場の考察	11
2. 諸外国における文化芸術支援	12
(1) 諸外国の文化芸術支援	12
(2) 日本と諸外国の文化芸術支援の比較	14
第3章 民間・地域による文化支援活動の可能性	16
1. 民間による芸術支援について	16
(1) メセナ活動とは	16
(2) 企業メセナの目的と実践事例	16
(3) ビジネスとアートとの関わり	19
(4) 日本におけるビジネスとアートとの関わりへの指摘	19
2. 地域による文化芸術支援について	20
(1) 地域と文化芸術の関係性	20
(2) 「アーティスト・イン・レジデンス事業」と地域振興	21
(3) 「創造都市」に基づく地域づくり	24
第4章 結論	30
注	31
参考文献	32
Summary	35
謝辞	36

第1章 序論

1. 問題意識・問題設定

2019年に新型コロナウイルスが初めて発見された事を皮切りに、社会は他者との関わりを制限され、世界中で生活様式は一変した。特に文化芸術領域の活動を行う人々はコロナ禍において活動の場を制限され、深刻な影響を受けた。イベントや舞台公演等は、多くの人を一つの場所に集めてしまう事から相次いで延期または中止となり、舞台芸術や演劇などを行う劇場やホールなどの施設、美術館やギャラリーなどが一時的に閉鎖された。2020年9月30日～10月13日に文化庁が実施した「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」ⁱにおいて、新型コロナウイルスの影響として16,737件（オンラインフォーム14,999件、LINE²,197件）のうち7割以上が、「すでに決まっていた仕事の機会がなくなった」とかい渡欧しており、続けて、「文化活動からの収入がほぼ0%になった」と回答した者は、40.1%、「文化芸術活動からの収入が25%程度となった」と回答した者は22.1%、「文化芸術活動からの収入が50%程度となった」と回答したものは14.9%存在し、文化芸術活動を行う者にとって非常に厳しい状態であった事がわかる。

日本政府は、2020年6月に「新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図ること」を目的とした「文化芸術活動の継続支援事業」ⁱⁱを行った。対象者は、フリーランスとして活動する個人事業者や、従業員が20名以下である小規模団体である。対象条件としては、直近3年間で2回以上の文化芸術活動を行なった実績があり、個人としては、プロの実演家や技術スタッフである事、団体としては、芸術活動の実施にあたって、構成員や個人に報酬を支払う団体である事が要件としてあげられた。この事業では、従来に比べて規模が大きく、文化・美術系団体に属していないフリーランスを含めた対象への補助事業が行われた事への期待があった。しかし、制度の分かりにくさや、申請の複雑さなどの改善点に加えて、「活動実績のあるプロの実演家やスタッフ等である事」という点を

どのように確認するのか、判断が難しい、ということが挙げられた。こうしたコロナ禍における文化芸術活動とその支援に対して、朝倉（2021）は、コロナ禍によって、文化芸術活動に関わる団体や個人の活動の基盤の脆弱性という課題が浮き彫りにされたとし、「文化芸術活動の継続支援事業」等のコロナ対策に対しても、事業助成が中心であり、安定的な文化芸術活動の運営を支える仕組みではなかったという課題を挙げた。また朝倉は、改めて日本における文化芸術の社会的な意義や位置付けを明確にする必要があるとも指摘している。

一方、コロナ禍における諸外国の文化芸術への支援に目を向けてみると、特に欧州で文化芸術活動への支援が盛んである。ドイツでは、メルケル首相の演説の中で、「連邦政府は芸術支援を優先順位リストの一番上に置いている」[美術手帖 2020]とし、文化創造産業にのみ個別の産業に特化したプログラムが用意された[秋野 2022:12]。フランスでは、ポストコロナにおいて芸術家は社会の中心にあるという認識のもとで、芸術家創作支援とは作り手への一方的な経済支援ではなく、作品に触れることで精神の回復を期するという国民全体への施策として捉えていた[長嶋 2022:15]。

欧州では、「商用志向または非商用志向を問わず、その活動が文化的価値、又は芸術的その他の創造的表現の両方若くは一方を基にするすべての部門」である文化創造部門（CCS）が、欧州の経済や社会にとって、生活を改善し、地域社会を変革し、雇用や成長を生み出し、他の経済部門では急降下を与える力の源であると位置付けられている[河合 2022:53]という。

日本においても、文化庁により文化は産業競争力を決定づける「新たな価値の創出」をし得るという表記や、2018年3月に文化庁が策定した第1期文化芸術推進計画ⁱⁱⁱには、「国及び地方公共団体は、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化の継承、発展及び創造に活用・好循環させることが重要である」[文化庁 2018]と示されるなど、文化と社会・経済的な価値との連帯を意識していることが見受けられる。

しかしながら、文化庁・獨協大学による「新型コロナウイルス感染症に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究」報告書において、日本は、調査対象国である、英国、アメリカ、フランス、ドイツ、韓国の6カ国の中で最も政府による文化支出額が少ないというのが現状である。それでは、日本で文化芸術活動を行

う者がより活動を行いやすくする為には、どのような文化支援の形が望まれるだろうか。

以上の事を踏まえて、まず日本における文化芸術支援について概観し、続けて諸外国における文化芸術支援を言及し比較する。さらに、民間企業や地域における文化芸術支援についても調査し検討する事で、日本における文化芸術支援の可能性について考察する事を目的とする。

2. 研究方法と章構成

本研究は、日本や諸外国における文化芸術支援に関係する文献、学術論文、刊行物やウェブサイト、文化庁 HP、文化庁による報告書などを用いて、日本と諸外国における文化芸術支援についてまとめる。さらに、民間企業や地域 HP などからの芸術支援の事例を用いて、行政以外のセクターによる文化支援の傾向を探る。第 2 章では、日本の文化芸術支援についてまとめ、諸外国における文化芸術支援についても言及し比較する。第 3 章では、民間企業や地域による文化芸術支援の事例を用いて、行政以外のセクターによる文化支援について検討する。第 4 章を結論とする。

第2章 日本と諸外国の文化芸術支援の比較

1. 日本の文化政策

本節では、文化芸術に対する行政の見解と取組、動向についてまとめ、文化庁が毎年1月に行っている「文化に関する世論調査」を用いて日本における文化芸術に対する動向について考察する。

(1) 文化芸術基本法

文化芸術基本法は、2001年に日本の文化芸術全般にわたる基本的な法律として成立された「文化芸術振興基本法」から2018年に改定された法律である。文化芸術基本法が改定された背景として、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められていること、文化芸術の祭典でもある2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、文化芸術の新たな価値を世界へ発信・創出する好機であること[河村・伊藤 2018:28]が挙げられている。そして、文化芸術基本法の改定では、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等文化芸術関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値、公共的・社会的・経済的価値などを文化芸術の継承、発展および創造に活用・循環させることをその趣旨としている[河村・伊藤 2018:29]。

河村と伊藤によると、改定後の主な効果としては、これまでの文化財保護や文化芸術の振興に加えて、基本理念の追加や文化芸術のあらたな価値を創出し、文化を尊重し大切にする機運の醸成、文化芸術推進基本計画の策定や文化芸術推進会議の設定による政府全体による文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進が挙げられている。

(2) 文化芸術推進基本計画(第1期)

文化芸術推進基本計画は、2018年に閣議決定された文化芸術政策の目指すべき姿や2018年～2022年度までの文化芸術政策の基本的な方向性を示した5カ年計画[文

化庁 2018]である。文化芸術推進基本計画では、日本における文化芸術の価値や、文化芸術政策の目指すべき姿について記載されている事から、文化芸術推進基本法を参照することで、行政における文化芸術に対する支援への姿勢を概観することができると考えた。

文化芸術推進基本計画（第1期）の抜粋と動向は以下のとおりである。

1. 文化芸術の価値等

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）においては、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する者であり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意識と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てる者とされている。

このような文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

（本質的価値）

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・文化芸術は、国際化が進展するにあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

（社会的・経済的価値）

- ・文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・文化芸術は、科学技術の発展と徐放化の進展が目覚ましい現代社会において、人間関係尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

そして、文化芸術振興基本計画では、現在の日本を取り巻く少子高齢化やグローバル化の進展、情報化などがあり、著しく変化する社会の状況を踏まえ、文化芸術の「多様な価値」を創出して未来を切り開くため、中長期的な視点からの4つの目標「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」を定めている。

目標	内容
<p>1. 「文化芸術の創造・発展・継承と教育：文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、すべての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている」。</p>	<p>文化芸術は活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の地位の向上を図り、その能力を十分に発揮される事を考慮する事を重要としている。</p>
<p>2. 「創造的で活力ある社会：文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれると共に、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている」。</p>	<p>文化芸術への投資により、今ある日本の文化芸術を含む多様な分野からさらに新たなコンテンツが次々と生み出され国内外に発信されること、最新の科学技術・情報通信技術を活用することに人々が容易に文化芸術を享受できるようになること、全国各地で新たな文化が創造されることで、新たな産業や雇用が誕生し、関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果、日本のブランディングを生むとされている。</p>
<p>目標 3. 「心豊かで多様性のある社会：あらゆる人々が文化芸術を通して社</p>	<p>老若男女、障害者、在留外国人などが居住する地域に関わらず等しく文化</p>

<p>会に参画し相互りかいが広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている」。</p>	<p>芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えること、日本の文化芸術の多様性と豊かさを維持し、地域の特性に応じた文化振興を行うことが望まれている。さらに、日本が世界の文化芸術の中核となり、海外から日本へ文化芸術を目的に多くの人が訪れ交流し、コミュニティとの絆を深めることが重要とされている。</p>
<p>目標 4.「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム：地域文化を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている」。</p>	<p>行政、地方自治体、民間企業、文化ボランティアなどのあらゆる関係機関等が相互に連携・協働し総合的な文化芸術政策を展開することが望まれている。さらに、地域の文化芸術に熟知しマネジメント力を備えた人材、多様でスキルを有する専門的人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要であるとしている。</p>

[文化庁：2018]より筆者作成]

(3)文化芸術に対する世論の意識

本節では、文化庁が毎年1月に文化に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする事を目的とした世論調査、一般社団法人芸術と創造により行われた文化芸術への公的支援に係る世論調査について言及する。文化庁による世論調査では、新型コロナウイルスでの影響が伴う以前の国民の意識について調査したいと考えたことから、コロナ禍以前の平成30年度の調査（調査期間平成31年2月15日（金）～平成31年2月20日（水））を用いることにする。

[平成 30 年度調査文化に関する世論調査]

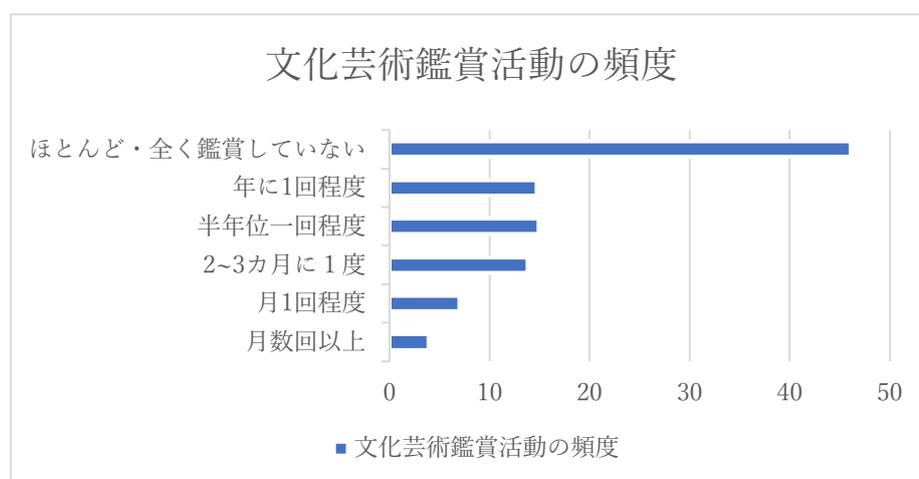
平成 30 年度に行われた世論調査の調査概要は以下の通りである。

調査項目：(1) 文化芸術の鑑賞活動、(2) 鑑賞以外の文化芸術活動（創作、出演、習い事、祭、体験活動など）、(3) 子どもの文化芸術体験、(4) 地域の文化的環境、(5) 文化芸術振興に対する寄付に関する意識、(6) 文化芸術の振興と効果、(7) 文化芸術の国際交流・発信

調査対象：(1) 全国 18 歳以上の日本国籍を有する者、(2) 標本数 3,053 人

調査方法：ウェブ・パネルを用いたインターネット・アンケート調査

文化の芸術鑑賞活動について、全体における 1 年間でコンサート、美術展、アートや音楽フェスティバル、歴史的な文化財の鑑賞、映画その他の文化芸術イベントを「鑑賞した」人は 53.9%、「全く・ほとんど鑑賞していない」46.1%、頻度は、「半年に 1 回程度」が 14.9%で最も多く、「年に 1 回程度」が 14.7%、「2～3 ヶ月に 1 回程度」が 13.8%という結果が見られた。



[平成 30 年度調査 文化に関する世論調査] より筆者作成

鑑賞しなかったと回答した者に対して、鑑賞しなかった理由としては「関心がないから」が 35.4%、「特にない、わからない」が 22.8%である。一方で、「近所で公演や展覧会が行われていない」が 19.5%、「入場料・交通費などがかかりすぎる」が 18.1%などの阻害要因による理由も見受けられた。文化芸術鑑賞をしなかった明確な理由がない人は半数以上存在し、理由がある人は環境的・経済的要因である。このこと

から、日本では文化芸術と日常生活における距離があることが見受けられる。

また、文化芸術の鑑賞にどの様にしたら関心を持つことができるのかという質問に対して、「特にない・わからない」が 50.8%、「無料で見られるコンサートや展覧会などが増える」が 20.5%、「今より経済的な余裕が増える」が 20.3%、「自宅や職場の近くでたくさん催しが行われるようになる」15.1%と言った回答も見られた。

この結果から、文化芸術に対する主体性は見受けられないことがわかるため、まずは文化芸術への物理的なアクセスのし易さを考慮する必要があると考えられる。

文化芸術の鑑賞にもっと関心を持つには(複数回答)

特にない・わからない	50.8%
無料で見られるコンサート・展覧会が増える	20.5%
今より経済的な余裕が増える	20.3%
家族や親しい知人・友人に誘われる機会が増える	15.1%
自宅・職場の近くで催しが多く行われる	14.3%
テレビやインターネットなどメディアで興味を持てるアーティストや作品に出会う	11.0%
オリンピックのように社会全体が話題にするような大きな文化芸術関係のイベントが行われる	6.6%
仕事・家事・育児・介護などがひと段落して時間ができる	4.6%
自分の地域のアーティストや作品、文化イベントが全国的、世界的に有名になる	4.0%
その他	0.8%

[平成 30 年度調査 文化に関する世論調査]より筆者作成

続いて、文化芸術に対して、鑑賞活動以外の文化芸術活動（創作や出演、習い事、祭や体験活動への参加など）を行なったことがあるかという質問では、「自分自身では文化芸術活動を行っていない」が 65.4%、「わからない」が 9.3%であり、7割以上は活動を行っていないという結果が見受けられている。さらに、活動を行なったものの中では、「文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品創作」が 8.8%、「地域の伝統的な芸能や祭への参加」が 6.4%、「音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演

など」が 6.2%である。この結果からは、文化芸術活動を行なっている者の割合の少なさに加えて、活動を行なっている者の活動内容の内訳として、習い事や創作などの活動が地域の伝統的な芸能や祭の割合よりも高く、「文化芸術活動」が限られた人による活動による者であることがわかる。

[文化芸術への公的支援に係る世論調査レポート～新型コロナウイルスの感染拡大、あいちトリエンナーレ等の視点から～]

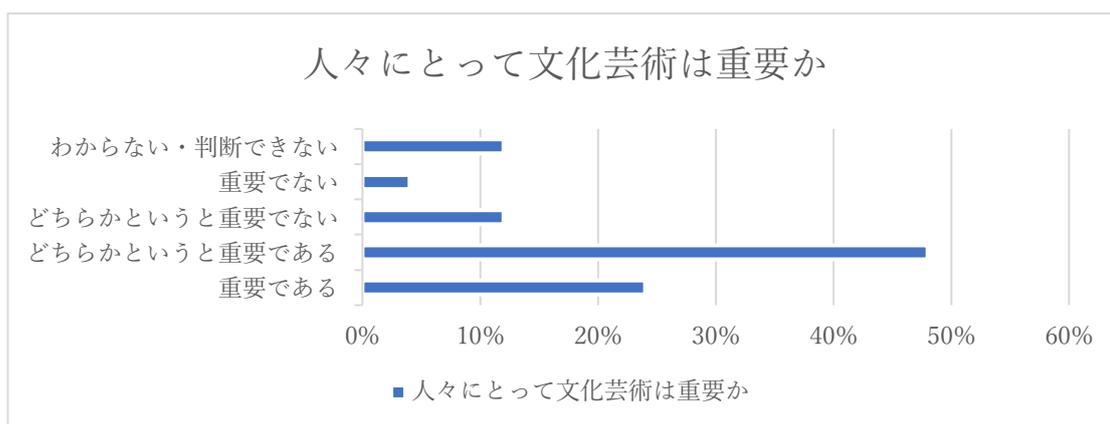
同世論調査の調査概要は、以下の通りである。

主催・設計・分析：一般社団法人芸術と創造

設問内容：（１）文化芸術の重要性と公的支援の是非、（２）公的支援の優先度の高い分野、“文化芸術の中で”公的支援の優先度の高い分野、（３）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特定の業種と文化芸術支援の是非、優先的に支援すべき分野、（４）行政による助成・補助や主催事業における関与に関する考え方、（５）あいちトリエンナーレの認知、（６）性別、年代、移住権、結婚・子供有無、就業状況、業種、個人・世帯年収、移住市町村の人口規模、（７）趣味、美術・映画・舞台芸術等の鑑賞頻度、大きな政府・小さな政府、これまでの経験や現在の状況等

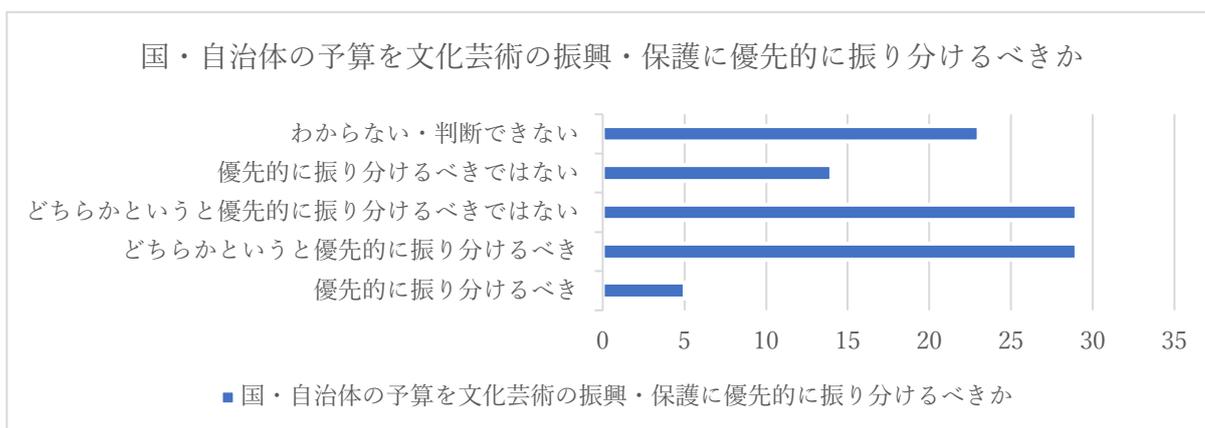
調査対象：15歳以上を対象

有効回答サンプル数：10,000件



[文化芸術への公的支援に係る世論調査レポート（概要版）：2020]より筆者作成

文化芸術の重要性と公的支援の是非について、文化芸術は「重要である」、「どちらかというとき重要である」が 72%を占めており、「どちらかというとき重要でない」、「重要でない」を合わせた 16%よりも大きく上回る結果が出ている。



[文化芸術への公的支援に係る世論調査レポート（概要版） 2020]より筆者作成

しかし、国・自治体の予算を文化芸術の振興・保護に優先的に振り込むべきか否かでは「どちらかというと優先的に振り分けるべきではない」と「優先的に振り分けるべきではない」を合わせた 43%が、「優先的に振り分けるべきである」、「どちらかというと優先的に振り分けるべきである」を合わせた 34%を上回る結果となっている。このことから、文化芸術の重要性への理解はあるものの、国をあげた文化芸術支援を行うことに対する理解は乏しいことが見受けられ、文化芸術と国民の繋がりの希薄性が伺える。

(4) 日本における文化芸術への立場の考察

日本では、少子高齢化やグローバル化、情報化などを乗り越えるべく、また 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにおける日本のブランディング、発信を行うために文化芸術をあらゆる分野と連携させ、文化芸術の新たな価値を見出そうと法の改正や実践計画など、以前よりも積極的に文化芸術への関心が高まっている事が読み取れた。しかし、世論の意識を鑑みてみると、まだまだ文化芸術と市民の距離感は遠い。その背景には、経済的要因や文化施設へのアクセスが難しいことなどを含む環境的要因があることを起因とし、文化芸術と触れ合う機会を損ねていることがある。

さらに、前述した文化芸術推進基本計画の目標 3 や目標 4 には、特に住民による芸術文化の享受環境、地方公共団体と文化芸術の関わりなどについての言及も見られる。しかし、「平成 30 年度調査文化に関する世論調査」からは、文化芸術に接触

する機会が未だ少ないことが見受けられた。その背景には、経済的要因や環境的要因が見受けられ、行政や地方自治体が文化芸術と国民の間を取り持つ役割を一層担う必要性があることが考えられる。

2. 諸外国における文化芸術支援

(1) 諸外国の文化芸術支援

コロナ禍において、日本は、文化庁と大学・研究機関等による「新型コロナウイルス感染症に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究」における対象国：英国、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国の中で文化支出額が最も少ない。以下では、同研究における各国が、コロナ禍において文化芸術に対してどのような対応を取っているのか概観する。

英国では、政府が 2020 年度予算に新型コロナウイルス対策として 300 億ポンド（約 4 兆円）を盛り込み、アーツカウンシル全国の文化・創造産業従事者（アーティスト、フリーランスを含む）個人も対象とする文化セクターへの緊急パッケージを発表した[菅野 2022:8]。また、アーツカウンシルは、文化セクター及び創造産業の 3 年間にわたる再建計画を発表し、コロナ禍によってフリーランサーの脆弱な労働形態の課題が浮き彫りになったことにより、将来に順応できる文化セクターの発展を支援、個人支援の充実、アーツカウンシル自体の組織改革が目指された[菅野 2022:8]。また、英国では、アーティストは自営業者あるいは個人事業主、フリーランサーといった名称で表現されることが多いという。アーティストに対する公的な社会保障制度はないが、芸術分野・業種別の次女制度を備えた中間支援組織が数多く設立されている事も特徴だ[菅野 2022:9]という。

米国では、2020 年 3 月に、新型コロナウイルス対策法（CARES Act）が成立し、全米芸術基金（NEA）や博物館・図書館サービス機構（IMLS）などの文化機関に大規模予算が投入され、芸術セクターへの公的資金の投入は拡大を続けている[作田 2022:10]という。また、米国では、民間非営利セクターの規模・役割が大きくアーティストに対する自助組織や緊急資金を必要とするアーティストへの民間資金の仕組みが多数存在することも特徴的である[作田 2022:11]。また、地方政府レベルでは、21 年 5 月より、サンフランシスコ市が、市在住のマイノリティの芸術家に無条件で 6 ヶ月間、1 ヶ月 1,000 ドルの収入保障を行う社会実験も開始され、同取組

は、その後民間資金によって18ヶ月まで延長される[作田 2022:11]など、あらゆる関係機関が文化芸術に働きかけていることが見受けられる。

ドイツでは、連邦政府で文化行政を担当するグリュッターズ国務相により2020年3月「文化は平穏な時にだけ享受される贅沢品ではない」[NHK 2020]と緊急声明を発表した^{iv}。またドイツでは、個別の産業に特化したプログラムが文化創造産業にのみ用意され、クリエイティブワーカーも申請できる全産業向けの活動継続支援（個人事業主・中小零細起業支援）と、文化に特化した支援の二つの柱で支援された[秋野 2022:12]。活動継続支援では、芸術家社会保険の保険料減額及び支払猶予の設置、失業手当受給手続きの簡素化などが行われ、また、2020年3月に発表された「即時支援」では、中止を余儀なくされた文化創造産業の個人事業主は、原則3ヶ月1ヶ月でおよそ9000ユーロ（約108万円）、零細企業は1万5000ユーロ（州によっては6万ユーロ）の給付を申請可能とした[秋野 2022:12]。秋野によると、この支援では、プロとアマチュアの線引きがなく、キャンセルがなければ見込めた収入の証明を事前には求めなかったために、迅速な給付を可能とさせたという。また、ドイツは、文化創造産業の総就業者の7割が「就業者（従業員）」に該当し、雇用契約、請負契約関係なく一定程度の社会保険制度の保護を受けることができる[秋野：2022:13]という。

フランスの文化セクター支援は、全産業分野対象の横断的経済支援の文化セクター適用分（86億4000万ユーロ）、文化に特化した支援（16億5000万ユーロ）、失業保険によるアンテルミタン支援（13億1000万ユーロ）、「フランス復興」文化予算（20億ユーロ）の4種類が存在する[長嶋 2022:14]。フランスは、第二回緊急事態の際や、2021年3月には、創作者への国による経済支援継続が明言され、各領域から提出された具体的な要望が反映され[長嶋 2022:14]、文化芸術領域による要望を積極的に受け入れる体制をとっていることが見受けられる。

また、2020年5月には大統領が発表した芸術作品委託計画である「芸術家創作者支援事業」があり、若手芸術家に対してキャリア形成の企画が与えられており、この事業では、フランスでのポストコロナの社会再建には、各人が主体的に社会参加することが必要であり、芸術家は社会の中心に在るとの認識の下、一方的な経済支援ではなく、作品に触れることで精神の回復力を期するという国民全体への施策として行われている[長嶋 2022:15]という。

韓国では、新型コロナウイルスの被害を受けている地域の芸術家や芸術団体に、生活費、創造活動準備・維持費等、プロジェクト支援が地方文化財団によって開始された[関 2022:16]。関によると、この支援事業の特徴として、申請から選定までの対応が迅速だったことや、交付方法と時期が多様であったこと、提出書類が最小限であることなどがあり、このような対応の背景には、コロナ以前から芸術家に対する問題の状況把握があったことが挙げられている。また、韓国では、2020年から2021年にかけて、「第一次芸術家福祉政策基本計画」策定への動き、「雇用保険の導入」、「芸術家の地位と権利保障に関する法律」の制定の動きが見られた[関 2022:17]という。

(2) 日本と諸外国の文化芸術支援の比較

コロナ禍における文化芸術に対する対応を概観してみても、諸外国は、芸術家個人の人材に対して直接的な支援を行っている傾向が伺えた。一方で、日本における新型コロナウイルス感染拡大に対する主な支援事業[朝倉 2021:12]である「文化芸術の文化芸術活動の継続支援事業」では、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取り組み等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図ること」[文化庁 2020]を目的とし支援していたものの、活動に対する補助金が主な支援であったこと、自己負担金を用意しなければいけないことや申請の複雑性、申請の際の活動実績の判断することが難しいことなどが、改善の要望として上がるなどしている[独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術推進フォーラム 2021]ことから、未だ行政と芸術家の直接的な意志の相互理解が乏しい印象を受けた。

欧州においては、これまでも芸術家の状況においても数々の決議等が採択されてきており、2007年には、欧州加盟国に対して、芸術家の契約、社会保障、疾病保険、直接税および間接税ならびに欧州のルールに関する首尾一貫した包括的な法的および制度的枠組みを適用するよう採択された欧州議会決議などが存在[河合 2022:58]し、芸術家の地位についての関心が高いことが伺える。

日本においても、文化芸術基本法の改正や文化芸術推進基本計画などの策定により、文化芸術の価値を見出そうとしている流れは見受けられる。しかし、「平成 30

年度調査文化に関する世論調査」の結果にもあるように、国・自治体の予算優先的に取り入れることには未だ理解が必要な状態である。このような状況を踏まえると、欧州のように国を挙げて芸術家の地位を高めていく機運が高まることも望まれるが、米国や韓国のように、民間非営利セクターや地方団体などの関係機関が役割を担う形を取り入れていくことにより、多面的に文化芸術への支援を行うことができるようになるのではないかと考える。

第3章 民間・地域による文化支援活動の可能性

本章では、企業による文化芸術支援活動や、地域文化の芸術支援について言及し、行政以外の文化芸術支援へのアプローチについて明らかにする。

1. 民間による文化芸術支援について

(1) メセナ活動とは

メセナ活動とは、企業による芸術支援を意味するフランス語であり、古代ローマ時代の皇帝アウグストゥスに仕えた高官マエナケスが詩人や芸術家を手厚く擁護したことが由来となり、後世「芸術文化を擁護・支援すること」をメセナと呼ぶようになった[古賀 2020:89]。現在では、「企業メセナ」という言い方で、「企業による芸術文化支援」を指すことが多い。日本でも1990年に企業メセナ協議会が発足された[古賀 2020:89]。メセナ協議会では、国内での企業メセナの社会的意義を発信し、文化振興の基盤を整備する事を目的とした中間支援機関として調査研究、助成、情報誌の発行、コンサルティング、国際交流等の事業などが行われている。

(2) 企業メセナの目的と実践事例

メセナ協議会は、1991年から毎年「メセナ活動実態調査」を行っている。最新版の2021年度「メセナ活動実態調査[報告書]」では、企業がメセナに取り組む目的として、a.「芸術文化支援のため」に77.6%、b.「芸術文化による社会課題解決のため」に42.1%、c.「社業との関連、企業価値創造のため」に69.2%と回答していた⁹。また、a, b, cの目的項目をさらに細分化し、重視した点についての調査では、a.「芸術支援のために重視した点」では、「芸術文化全般の振興」が74.9%で最も割合が高く、次いで「地域文化の振興」が6割を超えている。b.「芸術文化による社会課題解決のため」に重視した点では、「まちづくり・地域活性化」が最多である。また、c.「社業との関連、企業価値創造のために重視した点」においては、「地域社会との関係づくり」が84.2%を超え最も高く、次いで「自社イメージの向上」が72.9%であり、企業ブランディングに関する項目への回答の増加も目立つ結果も見られた[メセナ活動実態調査[報告書]:2021]。

メセナ協議会では、企業によるメセナの充実と社会からの関心を高めることを目的に、1991年より「メセナ大賞」（2004年「メセナアワード」に改称）を創設している。以下に実践実例として、2021年度メセナアワードの実例を提示する。

プロジェクト名	活動内容	評価ポイント
凸版印刷株式会社「可能性アートプロジェクト」 （メセナ大賞受賞）	障害を持つアーティストから作品を募集し、社員投票で選定された数十点が高精細な画像データに変換され、それら作品を本社社屋やアートプロジェクト展として社内外に展示。さらに、新入社員研修において、「作品の価値をどのように最大化できるか」をテーマにアイデアを出し合い、各部門が連携して具現化・商品化し障害者アートの認知向上と活用促進を図っている。また、作品が販促物のデザインなどに採用された際には、アート使用料が対価としてアーティストと支援団体へと支払われ、対等なビジネスパートナーとしての関係を構築している。これまでに還元金額は400万円を超え、2021年には京都の大徳寺「瑞峯院」を再現したVR空間でオンライン展示会を開催し、30カ国以上の訪問者から好評を博すなどの結果も出している。	自社技術とアートによる新しい持続可能な仕組みを創出し、社会課題解決と経済活動の両立に貢献した点や、社員が新たなビジネスモデルに参画することで人材育成へとつなげている点などが評価された。
一般財団法人 おおさか創造 千鳥財団	北加賀屋にある鋼材加工工場・倉庫跡を活かし、場所の制約を受けやすい大型作品の制作から保管、展示をワンズ	工場街という地域性と活動特性を活かし

<p>「MASK—見せる収蔵庫—の運営」 (優秀賞)</p>	<p>トップで行い、運営する活動である。保管作品は「Open Storage」という無料展示会で定期的に一般公開されており、再展示が難しいとされる大型作品を何度も展示する機会を設けている。また、制作場兼展示場として機能している事で、鑑賞者が自ら作品を体験する事を実現している。鑑賞にあたっては、京都芸術大学と協力し、独自の鑑賞プログラムを開発し、老若男女現代アートに親しみを持つため鑑賞機会を創出や、近隣小学校に向けては、特別訪問授業を実施した。</p>	<p>た独自の方法で、アートと地域の活性化に貢献し、印象的な見せ方や鑑賞者体験の提供が評価された。</p>
<p>サントリーホールディングス株式会社/ 公益財団法人ウジンサントリー芸術財団 「デジタルサントリーホール」 「まるごといちにちこどもびじゅつかん！オンライン」を中心とするサントリーホール・サントリ</p>	<p>コンサートのオンライン配信を初め、ステージや楽屋などを3D映像で巡ることができるバーチャルバックステージツアー、オンラインイベント、過去の公園アーカイブ、オンラインショップなど、質の高いコンテンツを展開している。距離・時間・言語を超え、世界中からホールを身近に体感できるデジタルならではの楽しみ方を提案し、同年12月までのユニーク訪問者数は16万人となった。</p>	<p>オンラインを利用し芸術体験の機会創出と鑑賞者の裾野を広げている点が評価された。</p>

一美術館の DX 推進(優秀 賞)		
-------------------------	--	--

(3) ビジネスとアートとの関わり

ビジネスの世界では、「ロジカル・シンキング（論理的思考）」や「クリティカル・シンキング（批判的思考）」が最も重視されてきたが、それだけでは解決できない問題が増え続けている[秋元:2019:17]。Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)から構成される複雑で予測不可能な時代[NTT ファシリティーズ：2022]とされている VUCA の時代において、これまで以上に広い視野が求められる中で、常識にとらわれないようなアーティストの先鋭的な考え方が複雑な問題を解決する一端を担うと注目を集めている。

八重樫と後藤によると、ビジネスの世界においても、組織や企業においてアートの考え方を企業組織において取り入れることで組織に学習や変化が起こるとされているアーティストック・インターベンションがデザインマネジメントの研究分野においても注目されてきている[八重樫・後藤：2015:41]という。ビジネスとアートとの関わりが深まれば、これまでアートと触れ合うことがなかった層に対してもアートへの関心を向けることができる。さらに、アートを学ぶことで企業や組織に向上することが一般化するようになれば、日常的にアートに触れる機会を産出することができるようになるのではないかと考える。

(4) 日本におけるビジネスとアートの関わりへの指摘

現代の企業メセナ活動では、メセナを CSR や SDGs に向けた活動の一環と位置付けている企業が増加している[古賀 2020:90]。古賀によると、CSR には三つの次元があると言われ、企業経営のあり方そのものである経営活動の中での環境や人権に対する配慮などが第1の次元、環境問題など社会課題にビジネスの手法でアプローチする社会的事業が第2の次元、資金や人材など企業の経営資源を活用し

たコミュニティ支援である社会貢献活動のうち、芸術文化を対象としたものが企業メセナであり、経済活動の為の組織である企業が経済的な見返りを求めず、地域や社会で存立する為に行う活動として位置付けられている[古賀 2020:91]。

近年では、ビジネスにおいてアートの考え方を活用しようとする実践や研究が注目されてきている。これに対し、八重樫、後藤、重本、安藤（2019）らは *Journal of Business Research, Volume85(April 2018)* の特集” The arts as sources of value creation for business: theory, research, and practice” に掲載された 24 本の論文のうち、20 本の論文をマーケティングにおけるアート活用、組織開発におけるアート活用、創造性とイノベーション創出のためのアート活用とし、日本のビジネス事象に合わせた 3 つのカテゴリーに再編し、レビューを進めた。考察において、八重樫、後藤、重本、安藤らは、近年の日本のビジネスにおいても「アート思考」が注目されているが、その論調は、組織の戦略と製品開発の新たな方向性を可視化する目的における狭い議論でしかなく、そこにはアートがステークホルダーの多様性を理解する方法として捉えられる事や、アートのプロセスを組織に適用する事で、組織の創造性を高めるプロセスであること、「芸術からの洞察は組織の理解を深める」ことへの議論展開が不足していることを指摘している[八重樫・後藤・重本・安藤 2019:55]。

2. 地域による文化芸術支援について

(1) 地域と文化芸術の関係性

企業の他に、地域による文化芸術支援も行われている。古賀は、芸術文化と地域の関係として、二つの方向性があるとしている。一つ目は、芸術文化の側から地域へ向けて発信されるベクトルであり、芸術文化を振興し、その魅力を地域や人々に伝えようとする「芸術文化振興」の考え方[古賀 2020:6]である。その活動には、様々なジャンルの芸術文化について、その楽しみ方を人々に伝えることでファン層を拡大する活動や、文化施設に行くことが困難な何らかのバリアを有する人々に対して芸術文化を届ける活動などが含まれる。二つ目は、地域の側から芸術文化を持つ力を活用し、芸術文化による地域活性化を図ろうとする「芸術文化を通じた地域振興」の考え方である[古賀 2020:6]。この考え方では、芸術文化を個人の趣味や娯楽の領域に留めず、地域課題の解決や市民による地域づ

くり活動と結びつけることが期待されるという。これに加えて、地域が芸術文化の持つ力を地域に生かすためには、芸術文化自体が地域において強く展開されている事が重要であり、地域が一方向的に芸術文化を利用することにならないように「芸術文化振興」と「芸術文化を通じた地域振興」のバランスを取ることが重要である事を強調している。

また、古賀は続けて、芸術文化と地域づくり（市町村や集落など一定の地区において経済などが活性化すること）の関係性についても言及し、芸術文化と地域づくりの側面は大きく分けて二つあると提言している。一つ目は、人々の生き甲斐や生活の質の向上に貢献する側面である。観劇、映画鑑賞や楽器演奏を行い芸術文化に触れる事によって生活に潤いをもたらす事に加え、教育、福祉や医療などの人々の生活に身近な領域に芸術文化が働きかける事で、生きる力を育み、より良い生を生み出す「人づくり」的な側面があるという。二つ目の側面は、高架下のアーティストと地域住民による壁画制作やアートイベントによる商店街の活性化、文化施設の設置などの芸術文化によって課題解決が図られ、経済効果がもたらされるなどの「街づくり」に作用している[古賀 20207]。

(2) 「アーティスト・イン・レジデンス事業」と地域振興

地域と芸術文化が関わり合うプロジェクトの一つとして、アーティスト・イン・レジデンスがある。

アーティスト・イン・レジデンス（以下、AiR）とは、アート思考と鑑賞者思考が醸成および観察されうる場の一つを指すものである[重本・佐部利 2021]。AiRでは、枠組みにおけるアーティストと地域社会との関わり方から、既存の枠組み（常識）に囚われないアーティストの思考方法を考察する事ができる。滞在期間は、1週間～数ヶ月間であり、複数名のアーティストがレジデンスに滞在し、行政、企業や地域住民が自由にアーティストと交流したり、作品を鑑賞したりする事ができる[重本・佐部利 2021:152]。AIRの起源は、発祥国や発祥年代の説に相違が見られるものの、「アーティスト・イン・レジデンス」というシステムは1950年代から1960年代にかけて欧米で誕生・発展してきたとされる[萩原 2010]。萩原によると、日本においては、1990年代前半からAIRへの関心が高まり、主に地方自治体はその担い手として取り組むケースが増えてきたことが起源となったの

ではないかとされている。さらに、日本での AIR の主な担い手が自治体である理由としては、1997 年に文化庁の地域振興課が「アーティスト・イン・レジデンス事業」を開始した事に起因するのではないかとされており、同事業は、AIR 事業を文化庁、関係都道府県、関係市町村の共催事業として、全国 10 地域において 3～5 年間継続して実施するもので、既存の AIR 活動を支援するとともに新規事業の発足も促したとされている[萩原 2010]。国内の AIR 事業の例は以下に提示する。

①アーカスプロジェクト(茨城県守谷市)^{vi}

[アーカスプロジェクトホームページ]より

アーティストの活動を支援すること、地域に向けて、アーティストと交流し楽しみながら芸術創造活動を体験できる機会を提供する事で、個性的で創造性豊かな魅力ある地域づくりを進める事を目的としている。事業内容は、国内外から若手アーティストを招聘し、滞在制作を支援している。滞在期間中、アーティストが自由な創作活動を行うための環境とサポートを提供し、そのプロセスをオープンスタジオや関連イベントで一般に公開している。

また、「エクスチェンジ・レジデンス・プログラム」という、海外のレジデンス団体と連携し、日本人アーティストを派遣、連携団体からはキュレーターやアーティストを招聘している。また、地域向けには、アーティストによるワークショップや、現代アートを読み解くレクチャーを開催している。また、アーカイブ整備事業も行われており、事業記録資料を調査分析し、アーカイブとして広く公開していくための事業を実施している。2022 年は、52 カ国・地域の外国籍者から 228 件の応募と、12 件の日本国籍者からの応募があり、米国、オランダ、日本より 3 名のアーティストが招聘された。^{vii}

②青森公立大学国際芸術センター青森国際公募アーティスト・イン・レジデンス・プログラム 2022:Making Things(青森県)

[青森公立大学国際芸術センター]より

国際芸術センター青森 (ACAC) は、2001 年に設立された地域のアートセンター施設であり、「アーティスト・イン・レジデンス」、「展覧会」、「教育普及」の 3 つ

の柱としたプログラムを実施している。事業内容は、現代美術のアーティスト、キュレーター、リサーチャー等の文化芸術活動を行う者を対象として、展覧会、パフォーマンス、ワークショップ、トーク等の活動を企画段階からリサーチ、設営、発表の実施、カタログによる記録までを国際芸術センター青森（ACAC）が協働する。滞在期間は、最短2週間から最長3カ月までの2週間刻みの選択制である。海外芸術家は1カ月の実滞在、もしくは最長3カ月のリモートプログラムを選択することができる。公募人数は、日本以外の国籍を持ち、海外在住で実際にACACでの滞在制作（1カ月：29泊30日）をする者1人、日本以外の国籍を持ち、海外在住で移動を伴わないリモートプログラム（最長7ターム）に参加する者1人、日本在住でACACでの滞在制作（1～7タームの選択制）をする者2人～3人である。アーティストは、滞在中、作品制作やリサーチに加え、ワークショップ、トーク、協働制作を学生や市民と共に行い、多様な交流を通じた芸術体験の場を設けることで、芸術に関わる人材の育成および芸術文化の振興の一助となることを目的としている。^{viii}

日本全国のアーティスト・イン・レジデンス総合サイトのAIR__Jには、レジデンス一覧として、65の施設が紹介されており、AiR事業は全国で開催されている。

AiRは、アーティストが地域や社会に受け入れられるための事業としての期待があるが、AiRにおける評価方法は確立されておらず、そのあり方についての研究調査や、検証の必要性も指摘されている。

重本・佐部利（2021）らは、その実践方法や地域コミュニティや教育機関などが国や地域ごとに違いが見られるAiRにおいて、日本では、AiRに関する学術研究の方法の活用が十分になされていないことが課題であるという。

また、アーティストは企業や組織に対して、アーティストが持つ創造性や革新性の源泉として“教える”という立場が期待されているが、アーティストのアイデンティティを“社会のアウトサイダー的存在”とするならば、そもそも彼らの思考やスキルは社会のアウトサイダー的存在であるからこそ獲得・維持されるものである可能性がある状態で、“教える”“事は実際に可能であるのか、現代社会において、学校教育の美術と社会通念上の美術の性質が異なる状態の中で、アーティ

ストが教育現場や企業組織の中で教師や講師という役割を与えられた際に、アーティストとしての振る舞いを続けられるのかという思索が必要である[重本・佐部利 2021:158]という。この議論に関して、芸術家の地位をどう社会的に組み込んでいくのかということのみならず、芸術家のアイデンティティに配慮する必要がある、芸術家の意志に寄り添った環境づくりをしていく事が必要だということが重要であると言える。

(3) 「創造都市」に基づく地域づくり

「創造都市」とは、芸術文化や創造性を基盤とした都市政策を展開し、芸術文化が持つ創造的なパワーを生かして社会の潜在力を引き出す都市である[古賀：2020:47]。創造都市ネットワーク日本によると、「創造都市 (Creative City)」とは、産業空洞化と地域の荒廃に悩む欧米の都市による、1985年に始まった「欧州文化首都」事業など「芸術文化の創造性を生かした都市再生の試み」が開始されて以来、世界中で多数の首都において行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもと進められている。^{ix}

文部科学省によると、創造都市は、2004年にユネスコが主体として実施する「ユネスコ創造都市ネットワーク (UCCN: the UNESCO Creative Cities)」^x事業として創設され、経済的、社会的、文化的、環境的側面において、創造性を持続可能な開発の戦略的要素として認識している都市間の協力を強化する事を狙いとしている。目的として、創造性と革新性の拠点を開発し、文化部門におけるクリエイターや専門家のための機会を拡大することや、社会的に疎外、あるいは脆弱なグループや個人のために、文化的商品とサービスの教授だけでなく、文化的な生活へのアクセスと参加を改善すること、文化や創造性を地域の開発戦略や計画に完全に統合することなどが挙げられている。

創造都市ネットワーク^{xi}では、7つの創造的な分野：クラフト&フォークアート、デザイン、映画、食文化、文学、メディアアート、音楽を対象とし、参加都市はこれらの中から分野を選択した上でネットワークに参加するという特徴もある。令和3年11月段階では、世界の加盟国は295都市であり、日本でも10都市が認定を受けている。また、文化庁は文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題に取り組む地方自治体を「文化芸術

創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰の文化芸術創造都市（2007年度～）、創造都市推進事業（2009年度～）、創造都市モデル事業（2010～2012年度）などによる創造都市への取り組み支援を行なっている。以下に先進的な文化創造都市とされる横浜市、金沢市の事例を提示する。

①横浜市

横浜市によると、2004年4月、全国初の文化芸術都市創造事業本部を設置し、創造都市推進課を置き、都市計画、産業政策、文化政策を横断的に融合しながら創造都市づくりを進めている。横浜市は、都心臨海部において開港当時の歴史が垣間見ることができる街並みの衰退、オフィスビルの空室率の増加などから、文化・経済の両面での活力が失われている状況を脱するために「創造都市」論の考え方に注目し街づくりを行なったことがきっかけとなっているという。

横浜市が文化芸術創造都市施策を推進する意義として、①文化芸術は様々な社会属性を超えて共感を生み出すとし、文化芸術活動を地域で展開することにより、様々なコミュニティが形成され、ふるさと意識の醸成や市民の心の拠り所となること、②文化芸術が人々に感動を与え、多くの人々を引きつける魅力を都市に与えることで都市ブランドの形成につながること、③横浜らしい特色のある文化芸術を発信することによって、賑わいのある経済活性化にも寄与し、市民生活の向上に還元されることなどが挙げられている。

横浜市は、文化芸術創造都市^{xii}として基本方針に1. 多様な主体がリードする創造境界の展開、2. アーティスト・クリエイターの育成・支援と次世代育成、3. 創造的産業の振興、4. まちに広がるトリエンナーレの実現、5. 創造都市横浜の国内外への発信と交流を挙げている。文化芸術の創造性を生かし、「文化芸術振興」や「経済振興」などのソフト面と「まちづくり」などのハード面の融合した都市形成を目指している。

以下に横浜市が文化芸術創造都市として取り組んでいる事例を提示する。

<p>取組 1. 創造境界拠点—歴史的建造物や公共空間等を活用し、創造的な活動を発信する</p>	<p>・YCC ヨコハマ創造都市センター 歴史的建物や空間をアートスペースにリノベーションし、イベントや展</p>
--	---

	<p>示を開催、市民が日常的に訪れるクリエイティブスペースとして利用できる環境をつくり、町の活性化を目指した試みを行なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初黄・日ノ出町地区 <p>250件を超える違法風俗営業店が存在していた初黄・日ノ出町地区では、一斉摘発により閉鎖された後、「アートによるまちづくり」が行われ、旧店舗や高架下にスタジオなどを設備し、アーティストの制作や発表の場に変換されている。</p>
<p>取組 2. 様々なアートプロジェクトー街にアートを広げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜トリエンナーレ <p>現代アートの国際展として、3年に一度開催されている。また、文化庁の支援を受け、ナショナルプロジェクトとして展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨコハマ・パラトリエンナーレ <p>福祉施設とアーティストとの協働によるものづくり「ヨコハマランデヴープロジェクト」が開始され、より多くの人に参加できるアートプロジェクトとして2014年より3年に1度開催されている。障害の有無に関わらず多くの人に参加でき、インスタレーションやパフォーマンスなどあらゆる芸術表現が行われている。</p>
<p>取組 3. 助成・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーツコミッション・ヨコハマ

	<p>(ACY)</p> <p>アーティスト、クリエイター、市民などの創造の担い手が活動しやすい環境作りを進め、文化芸術の持つ創造性を活かした町の活性化や、国内外への横浜の魅力発信を目的とし、相談窓口・助成・情報発信を展開している。</p> <p>・創造的ビジネス・コーディネート 市内のアーティスト・クリエイターの活躍の場を広げ、経済活性化につなげるため、アーティスト・クリエイターと企業・地域が連携し、新たなビジネス機会を創出する「創造的産業の振興」が行われている。</p>
--	---

[文化芸術創造都市・横浜 パンフレット]より筆者作成

②「創造都市・金沢」

金沢市は、2009年にユネスコ創造都市としての認定を受ける。その後、官民の連携による「創造都市推進プログラム」を策定し、文化のビジネス化、人材の育成、世界への発信の観点から3つの将来像を掲げ、様々な取組が行われている。実例は以下の通りである。

将来像	取組
1. 「文化とビジネスをつなぐために」 伝統工芸やその技術を生かした高付	・「クラフトビジネス創造機構」 金沢の魅力の中核である工芸を振興するとともにビジネス機構を設立し

<p>加価値の商品開発、職人氣質に根ざしたものづくり産業の振興、創意工夫に富んだ企業が多く存在する都市を目指している。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「KOGEI Art Fair Kanazawa」 <p>民間団体が主催し、地元企業や地方自治体が開催を支援し工芸に特化したアートフェアを開催している。工芸の新しい美意識や価値観を「KOGEI」として世界に発信している。</p>
<p>2. 「創造の担い手を育てるまち」</p> <p>ものづくりの後継者、文化芸術活動を担う若い世代等が、育ち、集い、競い、創造性を発揮する機会に恵まれるとともに、市民一人ひとりが、同市の伝統工芸や芸能に誇りと愛着を持ち、職人や作家たちを支え、日々の生活や文化的催し等への参加を通じて、質の高い生活を送れる都市を目指している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「金沢卯辰山工芸工房技術研修者奨励金」、「金沢の文化の人づくり奨励金」 <p>伝統工芸の継承や後継者の育成を強化し若手作家が活躍するまちを目指し、金沢卯辰山工芸工房に技術研修者として在籍する者、指導的役割を果たす人材の海外等研修費用に対して支援を行い、伝統芸能等の後継者の育成強化を行なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金沢美術工芸大学による国際交流研究」 <p>金沢美術工芸大学が交流協定を締結している絵画の美術大学と学生及び教員の相互派遣や、国際的な芸術家・研究者を金沢に招き、学生や市民を対象とした講演会等を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金沢工芸子ども塾」 <p>工芸作家発掘と育成に向けて、子供の頃からもの作りに接して、工芸の</p>

	<p>資質を磨くため、2年間で1期として、デザイン学習や工房見学などを通して、工芸の基礎的な知識や技術を学び、金工・陶磁・漆芸の各分野において作品を制作して工芸に対する理解を深める。</p>
<p>3. 「世界を引きつけるまち」</p> <p>ユネスコ創造都市ネットワークを通じた工芸の職人や作家、経済人等の連携を促すとともに、世界の「交流拠点都市」金沢として、21世紀の都市や自治体のあり方、地球規模の諸課題、世界平和の実現等について国際的な会議が普段に開かれるような国内外から多くの人々が集う都市を目指している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「外部研究機関との共同研究」 <p>金沢の持続可能な発展や21世紀における創造都市の意義・役割等について学術的な視点から国内外へと発信するため、外部研究機関等との共同研究を行なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金沢21世紀工芸祭」 <p>工芸と食の催し、点在する町家を会場とした回遊型展示、会場やテーマに趣向を凝らした茶会、アートスペースとの連携企画やワークショップなど多様なコンテンツを用いた工芸フェスティバルである。</p>

[ユネスコ創造都市金沢モニタリングレポート2017-2020]より筆者作成

第4章 結論

本稿では、日本における文化芸術支援について、行政・民間企業・地域自治体による支援を概観し、諸外国の文化芸術支援を比較することで、日本の文化芸術支援の課題を明らかにしながら、今後の日本における芸術文化支援の可能性を明らかにすることを目的としてきた。

序論では、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、文化芸術活動を行う者に対する文化支援の課題が浮き彫りになったことを踏まえて、文化芸術支援の必要性を示した。

続く第2章では、文化芸術基本法や文化芸術振興基本計画などに明示されている文化芸術の価値や世論における意見を検討し、日本の文化芸術の状況を概観した。また、諸外国における文化芸術支援と比較し、日本の文化芸術支援の課題を示した。第3章では、日本の民間企業や地域が行なっている文化芸術支援の実例を取り上げ、行政以外の日本における文化芸術支援の取り組みを明らかにした。

日本では、文化芸術基本法の改定や地方自治体による創造都市の構築など、文化芸術を日常に取り入れようとしている動きが見られることがわかった。日本では、文化芸術は未だ日常生活離れた位置に存在するという課題がある。したがって、行政、地方自治体、民間企業をはじめとしたあらゆる関係機関による一層の支援が行われる必要があると言える。

注

-
- i(1)文化庁「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」
(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/92738101_02.pdf)
より(2022/1/17 参照)。
- ii(2)文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」.
(https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/20200706.html)より(2022/1/17 参
照)。
- iii(3)文化庁「第1期文化芸術推進計画」.
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf)より
(2022/1/17 参照)。
- iv (4)2020「芸術の灯を消すな 各国の支援は？」出石直,NHK 解説委員会ホームペ
ージ(<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/900/427052.html>)より(2022/1/17 参
照)。
- v (5) 調査対象：日本国内企業 2,085 社[直近5年間におけるメセナ活動実態調査
(対象：全上場企業、非上場企業売上高上位企業、企業メセナ協議会会員企業、当協
議会顕彰事業「メセナアワード」応募企業等)への回答企業]、日本国内企業財団
300 団体、うち回答企業数：503 社、回答財団数：186 団体。
- vi (6)アークスプロジェクトホームページ(<https://www.arcus-project.com/jp/>)より
(2022/1/17 参照)。
- vii (7)AIR_J ホームページ (<https://air-j.info/>) より(2022/1/17 参照)。
- viii (8)Aomori Contemporary Art Centre ホームページ (<https://acac-aomori.jp/program/>) より(2022/1/17 参照)。
- ix (9)CCNJ ホームページ (<https://ccn-j.net/creative-city/>) より(2022/1/17 参
照)。
- x (10)文部科学省 ユネスコネットワークホームページ
(<https://www.mext.go.jp/unesco/006/1357231.htm>)より(2022/1/17 参照)。
- xii (11)横浜市ホームページ ([https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-
bunka/bunka/sozotoshi/outline.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/sozotoshi/outline.html).)より(2022/1/17 参照)。

参考文献

朝倉由紀

2021 「コロナ禍と国の文芸芸術支援—文化芸術活動の継続支援事業を中心に—」
『文化経済学』18(1):12-14。

美術手帖

2020 「遅れ際立つ日本。世界各国の文化支援策まとめ」,
(<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/21598>)より
(2022/1/17 参照)。

河合美穂

2022 「デジタル化時代の欧州における文化支援策の動向」
『レファレンス』(853) :53。

枝川明敬

2022 「文化政策の論理と芸術支援の実際」晃洋書房。

枝川明敬

2015 「文化芸術への支援の論理と実際」東京藝術大学出版会。

河村建夫・伊藤信太郎

2018 「文化芸術基本法の成立と文化政策—真の文化芸術立国に向けて—」水曜社。

菅野幸子

2000 「欧州における芸術と社会との関わり」,文化経済学, (2) :136-143。

文化庁・獨協大学

2022 「令和三年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究」.
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_01.pdf

文化庁・獨協大学

2022 「新型コロナウイルス感染症に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究 報告書・サマリー版」,
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_02.pdf
(2022/1/17 参照)。

文化庁

2019「文化に関する世論調査（平成30年度調査）報告書」, https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/r1393020_01.pdf (2022/1/17 参照)。

文化庁

2022「文化に関する世論調査－ウェルビーイングと文化芸術活動の関連－報告書」, https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93714701_02.pdf (2022/1/17 参照)。

秋元雄史

2019「アート思考 ビジネスと芸術で人々の幸福を高める方法」プレジデント社。

NTT ファシリティーズホームページ

2022「先が見通せず困難な状況『VUCA（ブーカ）』とは」, (<https://www.ntt-f.co.jp/column/0182.html>) より (2022/1/17 参照)。

重本祐樹・佐部利典彦

2021「日本におけるアーティスト・イン・レジデンス研究の発展可能性～アート思考がビジネスにもたらす創造性に関する視座～」, 立命館経営学, 59, (6) : 151-164。

八重樫文・後藤智

2015「アーティストティック・インターベンション研究に関する現状と課題の検討」, 立命館経営学, 53, (6):41-59。

八重樫文・後藤智・重本祐樹・安藤拓生

2019「ビジネスにおけるアートの活用に関する研究動向」, 立命館経営学, 58, (4):35-59。

萩原康子

2010「アーティスト・イン・レジデンス事業の概況」, AIR_J ホームページ (<https://air-j.info/article/reports-interviews/now00/>) より (2022/1/17 参照)。

古賀弥生

2020「芸術文化と地域づくりーアートで人とまちをしあわせにー」一般財団法人九州大学出版会。

荒川洋子

2012「『クリエイティブ・シティ』と美術教育ー文化政策の動向とこれからの美術教育のあり方ー」美術科教育学会誌, (33):39-50。

株式会社ニッセイ基礎研究所

2013「諸外国のアーティスト・イン・レジデンスについての調査研究事業報告書」,

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/artist_houkoku.pdf
(2022/1/17 参照)。

吉田早希・室田晶子

2014「滞在型芸術活動による地域活性化の取り組みと芸術家の滞在促進に関する研究—横浜市中区黄金町周辺地区を対象として—」,日本都市計画学会 都市計画報告集,(12):148-151。

日沼禎子

2019「アーティスト・イン・レジデンス(AIR)事業評価交流会報告書」,

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokusaibunka/air/pdf/r1422802_01.pdf(2022/1/17 参照)。

文化庁・女子美術大学

2018「新たな文化芸術の創造を支える活動支援および人材育成のためのプラットフォーム形成研究」,

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/r1416056_04.pdf
(2022/1/17 参照)。

アーカスプロジェクト HP, (<https://www.arcus-project.com/jp/>) より (2022/1/17 参照)。

文化創造都市・横浜パンフレット, (https://www.city.yokohama.lg.jp/kankobunka/bunka/sozotoshi/outline.files/0053_20190718.pdf) より (2022/1/17 参照)。

ユネスコ創造都市金沢モニタリングレポート 2017-2020,

(https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/30/2017-2020mr_jap.pdf)
より (2022/1/17 参照)。

ユネスコ創造都市—クラフト&フォークアート,

(https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/30/past_activities_jap.pdf)
より (2022/1/17 参照)。

Summary

Possibilities of culture and arts in Japan -Focusing on Support for Arts and Culture-

The spread of COVID-19 has greatly restricted activities in the cultural and artistic fields. In June 2020, the Japanese government provided support for the resumption and continuation of activities of cultural and artistic groups that were forced to continue their activities due to the spread of the COVID-19.

However, there are still some points to be improved in this support policy, such as the difficulty of understanding the system, the complexity of the application, and the difficulty of confirming professional artists.

Asakura (2021) points out that the spread of the COVID-19 has once again highlighted the vulnerability of the foundations of the activities of groups and individuals involved in cultural and artistic activities in Japan.

Based on above situation, this paper compares cultural politics in Japan and other countries, investigates support for culture and arts by private companies and local communities in Japan, in order to explore the possibility of future support for culture and arts in Japan.

謝辞

本稿の執筆にあたって、非常に多くの方からのお力添えをいただきました。この場を借りて心より感謝申し上げます。

まず、本稿の指導教員である関根久雄先生は、未熟な筆者に対して真摯に暖かく指導してくださりました。2年間ゼミ生として関根先生の指導を受けられたことに心から感謝しています。本当にありがとうございました。

また、2年間「開発と文化」論ゼミの皆様からも多くの助言をいただき、自身の見聞を広く深められたと感じております。本当にありがとうございました。